

參考資料

主な策定経緯

年月日	事項	内容
令和4年8月30日	宇治市都市計画審議会	(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプランについて
令和4年11月29日	第1回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	1. 委員会設置について 2. (仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討について
令和5年3月6日	第2回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	1. 前回委員会での意見等の確認について 2. 誘導方針について
令和5年3月28日	宇治市都市計画審議会	(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプランについて
令和5年6月12日	第3回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	1. 居住誘導区域(案) 2. 都市機能誘導区域・誘導施設(案)
令和5年7月31日	第4回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	1. まちづくりの方針(案)と誘導施策(案) 2. 防災指針(案)について
令和5年10月16日	第5回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	1. 宇治市未来につなぐ都市づくりプラン(素案)について 2. 評価指標と目標値及び評価方法について
令和5年11月20日	宇治市都市計画審議会	宇治市未来につなぐ都市づくりプランについて
令和5年12月8日から 令和6年1月15日	パブリックコメント	意見者数：52人、意見数：152件
令和5年12月16日	説明会	参加者数：5人
令和6年1月10日	公聴会	公述人：2人
令和5年12月20日、22日、 令和6年1月13日	まちづくりオープンハウス	参加者数：178人
令和6年2月29日	第6回(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会	宇治市未来につなぐ都市づくりプランについて
令和6年3月27日	宇治市都市計画審議会	宇治市未来につなぐ都市づくりプランの策定について

(仮)宇治市未来につなぐ都市づくりプラン検討委員会 委員名簿

	氏名	職名	摘要
学識委員	川池 健司	京都大学防災研究所 教授	会長
	大庭 哲治	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授	副会長
	多々納 裕一	京都大学防災研究所 教授	
	山本 直彦	奈良女子大学 生活環境学部 准教授	
関係団体委員	奥西 隆三	社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会 会長	令和5年3月8日まで
	藤田 佳也	社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会 常務理事	令和5年3月8日から
	杉本 一久	宇治市民間保育連盟 会長	
	長谷川 理生也	宇治商工会議所 専務理事	
オブザーバー (行政職員)	大塚 賢太	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長	令和5年3月31日まで
	玉置 栄	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長	令和5年4月6日から
	井上 貴之	京都府 山城北土木事務所長	

用語集

あ行

●宇治川太閤堤跡

平成19年に宇治橋下流の宇治川右岸で発見された遺跡で、豊臣秀吉が命じて造営された宇治川の1日護岸。平成21年7月に国史跡として指定されている。

●巨椋池干拓田

宇治川、木津川、桂川が合流する大きな水域であったが、度重なる水害に見舞われたため、明治時代の河川改修により河川と切り離され湖となる。その結果、水の循環機能を失った巨椋池の水質が悪化したことや、良好な農地が不足していた昭和初期の食糧事情により、国内で初の国営干拓事業が行われ、昭和16年に干拓田となる。

か行

●急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある土地及び、それに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域のこと。

●居住誘導区域

人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。

●緊急輸送道路

災害などの緊急時に重要となる施設など(府総合庁舎、市町村役場、医療施設等)へのアクセス機能を確保するため、広域的な交通機能を持つ高速道路やそれらとネットワークを構成する一般国道などの幹線道路。京都府地域防災計画により、宇治市域では、京滋バイパス、国道24号、主要地方道宇治淀線、主要地方道城陽宇治線などが指定されている。

●近郊緑地保全区域

近畿圏の秩序ある発展を図りながら、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として、近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国土交通大臣が指定する良好な自然環境を有する緑地の区域。

●減災

災害が発生することを前提として、災害による被害をできるだけ最小化する取組のこと。

●交通結節点

鉄道の乗継駅や、鉄道、バス、タクシー、自転車など交通手段をつなぐほか、都市の拠点となる駅前広場のような施設。

●国立社会保障・人口問題研究所(社人研)

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。社人研による将来推計人口では、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計している。

さ行

●市街化区域

優先的、計画的に道路・公園などの公共施設の整備を行い、市街化を図るべき区域。一定の基準を満たせば開発行為や建築行為は可能。

●市街化調整区域

農林業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。一部の例外を除いて開発行為や建築行為は禁止されている。

●人口集中地区(DID)

国勢調査の調査区のうち人口密度が1k m²あたり4,000人以上の調査区が隣接し、その人口が5,000人以上となる地域。

●ストック

都市において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

●生産緑地

都市計画法、生産緑地法に基づく地域地区の一種。市街化区域内の農地などのうち、良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設などの敷地に適している土地を生産緑地地区と指定することにより、農林業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるもの。

●世界遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づいて、締結国の文化財や自然環境などの中から、人類共通の財産として保護し、後世に伝えていくため、世界遺産リストに登録されたもの。本市では、平等院、宇治上神社が登録されている。

た行

●地域地区

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建蔽率・容積率などを定めた13種類の用途地域の他に、通常の用途規制を緩和・強化するために定めた特別用途地区、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、景観の保護について定めた景観地区・風致地区などがある。

●地区計画

地区の特性に応じ、公園、道路などの地区施設の配置・規模、建築物の用途、敷地、形態などの制限など、良好な都市環境の維持・形成をめざす制度。関係権利者の意見を反映させながら計画案をつくり、市町村が都市計画の一つとして決定する。

●定住人口

その地域に住んでいる人々のこと。

●特定生産緑地

都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法の改正により新たに制度が創設された。生産緑地の指定から30年を迎えるより前に、所有者等の申請により買取り申出ができる期限を10年延期するもの。

●都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

●都市基盤整備

市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上をはかるため、都市施設（道路、公園、下水道など）を整備すること。

●都市計画区域

市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する必要がある区域。

●都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

●土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために土砂災害防止法に基づき指定する区域。

●区画整理事業

宅地の利用増進と公共施設の整備、改善をはかるため、道路や公園、水路などの公共施設の新設・変更と土地の区画形質の変更などによって健全な市街地の基盤整備を行う事業。

な行

●南海トラフ地震

南海トラフ沿いで発生する科学的に想定し得る最大規模の地震のこと。発生すれば、西日本を中心に極めて広い範囲に甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されている。

は行

●ハザードマップ

地震、水害など自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地等が記載されている地図。

●パートナーシップ

協力関係・共同のこと。ここでは、まちづくりを担う市・市民・事業者が、対等な立場で協力・連携し、責任や役割を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係を指す。

●バリアフリー

道路の段差など日常生活でのバリアをなくし、障害者や高齢者など関係なく誰もが自由に社会参加できるような環境のこと。

●避難確保計画

大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画。

●琵琶湖国定公園

琵琶湖を中心に、京都府、滋賀県に広がる国定公園。本市域には、「宇治川沿岸地区」の一部が含まれており、天ヶ瀬のダイナミックな景観を経て山城平野に流れ出るまでの清流と沿岸の山々が指定されている。

●風致地区

都市としての風致を維持するため、特に、自然的景観の維持に重点をおき、条例で建築、土地造成などに規制をする地区。

や行

●用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類がある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

●要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

ら行

●立地適正化計画

都市全体の観点にたって作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により創設された制度。

根拠・算出方法について

<都市機能誘導区域>

	面積(ha)	根拠・算出方法
六地蔵	81.39	GIS 計測
黄檗	86.70	
宇治	200.72	
小倉	142.37	
大久保	103.50	
合計	614.68	

<居住誘導区域>

(1)面積

	面積(ha)	根拠・算出方法
A:市街化区域	2,220	令和 5 年 3 月 31 日(宇治市の都市計画 2023)
B:市街化調整区域	2,434	
C:居住誘導区域	1,905	GIS 計測
D:公共交通カバーエリア	1,693	GIS 計測

(2)人口

	人口(人)	根拠・算出方法
現状(2020 年)		
a:全市	179,630	令和 2 年国勢調査
b:居住誘導区域	160,193	令和 2 年国勢調査小地域人口より面積按分して算出
将来(2042 年推計)		
c:居住誘導区域	122,069	将来人口・世帯予測ツール(国土技術政策総合研究所)で推計した小地域人口より面積按分
将来(2042 年人口ビジョン目標値)		
d:全市	166,302	第2期宇治市人口ビジョン
e:居住誘導区域	148,307	$(b/a) \times d$

(3)人口密度

	人口密度(人/ha)	根拠・算出方法
現状(2020 年)		
居住誘導区域	84.09	b/C
将来(2042 年推計)		
居住誘導区域	64.08	c/C
将来(2042 年人口ビジョン目標値)		
居住誘導区域	77.85	e/C

(4)面積比率

	面積比率(%)	根拠・算出方法
公共交通カバー率	88.9	D/C

策定までの取り組みについて

1. ニュースレターの発行

プランの概要を分かりやすくまとめ、市民の方に関心を持っていただくためにニュースレターを作成し、市HPや都市計画課窓口、うじまちパネル展やまちづくりオープンハウスなどのイベントで配布しました。

(Vol. 1:令和5年6月発行、Vol. 2:令和5年9月発行)



2. 防災シンポジウム(京都大学 宇治おうばくプラザきはだホール)でのパネル展示

日時: 令和5年11月11日(土) 午前10時~午前12時

概要: 東宇治中学校や京都子ども記者クラブの若年層の発表や、基調講演などが行われた約250名の方が参加された防災イベントにて、未来につなぐ都市づくりプランのパネル展示を実施しました。



3. 説明会

日時: 令和5年12月16日(土) 午後2時~3時40分

場所: ゆめりあ宇治

4. 公聴会

日時: 令和6年1月10日(水) 午後3時~3時40分

場所: 生涯学習センター第2ホール

公聴会に出席した公述人: 2人

5. まちづくりオープンハウス等

説明パネルの展示とあわせ、市の職員が都市づくりプランの内容について情報提供や説明をしながら、これからのまちづくりについて意見交換等を実施しました。

	開催日	開催地域	会場	参加者数
まちづくり オープン ハウス	令和5年12月20日(水)	大久保	南宇治コミュニティセンター	18人
	令和5年12月22日(金)	六地藏	六地藏公会堂	5人
	令和6年1月6日(土)	宇治・小倉	コーナンJR宇治駅北店	70人
	令和6年1月13日(土)	黄檗(宇治)	アル・プラザ宇治東	84人
市内4会場にて各日11時~16時に開催				延べ 178人
プラン周知	令和6年1月6日(土)	小倉	スーパーマツモト宇治小倉店	60人



宇治市未来につなぐ都市づくりプラン

発行日: 令和6年3月

発行: 宇治市

編集: 宇治市都市整備部都市計画課

T E L: 0774-22-3141 (代表)

F A X: 0774-21-0409

